多小備第８号

市内小中学校児童生徒用机椅子等購入事業
特記仕様書

多治見市教育委員会事務局　教育総務課

1　納入物件

（1）物件仕様

以下に記載する仕様及び要件を満たす物件を購入し、納入すること。

① 児童生徒用机

【参考品番】　第一工業（株）　KS-0100-IDV

愛知（株）　SCM-123B-1T-F

天　板：木製合板　メラミン化粧板貼

表面硬度 8H 以上　（エンボス加工不可・集成材柄は不可）

色は受注後別途協議とする。

寸　法：W600×D400×H520～760（特号～8 号）

旧 JIS 規格特号～8 号内で高さ調整が可能であること。

物入れ：スチール製（内寸：W515mm×D330mm×H98　±3mm 程度）

可動部：ボルト緩み・抜け落ちが目視で確認容易な外側調整であること。

高さ調整は左右で計 2 本のボルトとすること。

内側のナットが溶接されていること。

脚　部：スチール角パイプ H 型　40×20　紛体塗装　グレー系又はホワイト系

楕円パイプも可とする。

脚カバー付き。

その他：フック（鞄かけ用）が左右に付いていること。

グリーン購入法適合商品であること。

※納入する製品は、メーカーを統一すること。

②児童生徒用椅子

【参考品番】　第一工業（株）　CR-0110-IJG

愛知（株）　SCM-123-CX-GR-F

寸　法： W360×D388×SH300～460（2 号～6 号）

新 JIS 規格 2 号～6 号内で高さ調整が可能であること。

背　座：ポリプロピレン樹脂成型品　グリーン系　手掛け有

背座から背もたれの高さは 310mm±3mm 程度

座裏の補強パイプはφ22.2 の丸パイプとし、かつ U 字状で、前面まで補強されていること。

可動部：ボルト緩み・抜け落ちが目視で確認容易な外側調整であること。

高さ調整は左右で計 2 本のボルトとすること。

内側のナットが溶接されていること。

脚　部：スチール角パイプH型　40×20　紛体塗装　グレー系またはホワイト系

楕円パイプも可とする。

脚カバー付き。

その他：グリーン購入法適合製品であること。

※納入する製品は、メーカーを統一すること。

③補修用部材

以下に記載する仕様及び要件を満たす物件

メーカー	
第　一　工　業	SS デスク天板　木製 400×600
	SS チェア背板　木製 360×150
	SS チェア座板　木製 360×360
	リベット
	脚端カバー
	フェルト
	ネジ

（2）同等品承認及び疑義について

参考品番以外で応札する場合は、通知日から翌週水曜日の正午まで（土日祝日除く）に、同等品申請書（任意様式）とともにメーカー品、品番等仕様がわかるカタログなどをもって、窓口、FAX、メールのいずれかの方法にて申請し承認を受けること。回答については、通知日から翌週金曜日の午後４時まで（土日祝日除く）に FAX またはメールにて回答する。

また、仕様書等に関し質疑がある場合も同様の方法とする。

2　納入先

別紙に記載の小中学校

3　納入期限

令和９年２月 26 日

4　搬入

納入物件の搬入に関し、以下に記載する事項に留意すること。

・納入時には学校が指定する号数へ高さ調整を行うこと。

・搬入時において納入物件及び建築物に損傷を与えないよう留意すること。

・検収完了までの納入物件管理は、受注者の責任とする。

・搬入にあたり学校と調整を行うこととし、担当教諭の監督のもと指定する個所へ納品すること。

（※授業等に支障を及ぼすことのないよう、学校と調整すること。）

5　検収

納入物件の検収は、以下のとおり行う。

・検収は、納入先の学校担当者と受注者双方立会いのもとで行うものとする。

・納入物件に不備ある場合は、直ちに補修又は取替えを行い、再検収を受けること。

6　留意事項

受注者は、次の環境配慮行動に努めるものとする。

・業務周辺環境の清掃及び美化に努めること。
・排出された廃棄物は適正に処理すること。
・エコマーク商品など環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
・その他発注者が指示する環境配慮事項に従うこと。

7　保証

・机、椅子については納品後１か年を保証期間とする。通常の使用にて発生した不良（破損、歪み、傷等）に関しては無償でこれを修理し、又は交換すること。ただし、発注者の取扱いの不注意及び過酷な使用が原因で発生したと判断される不良等は保証の範囲外とする。

8　妨害又は不当要求に対する通報義務

・受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
・受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

9　過失における違約金の徴収について

・この契約に関し重大な過失等が発生しその原因が受注者の責によるものであると認められた場合は、発注者はこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金の 20 分の１に相当する金額を上限として、受注者に請求できるものとする。
・受注者は発注者が指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。
・違約金は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
・上記定めは、本業務の履行後においても同様とする。

10　その他

この仕様書に記載なき事項は、発注者及び受注者が双方協議して処理する。

以上